

○ 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 事業の採択等</p> <p>1 本事業の対象施設</p> <p>本事業の対象となる施設は、<u>法第2条第2項第1号</u>に規定する土地改良施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。以下同じ。）とする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として農村振興局長が別に定めるものは、対象としない。</p> <p>2 本事業の実施要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、次に掲げる<u>全て</u>の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね20ヘクタール以上、<u>（中山間地域（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農村振興局長が別に定める地域。）にあつては、おおむね10ヘクタール以上）</u>のものであること。ただし、<u>農村振興局長が別に定める場合にあっては、この限りではない。</u></p> <p>(2) ・ (3) （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>第6～第9 （略）</p>	<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 事業の採択等</p> <p>1 本事業の対象施設</p> <p>本事業の対象となる施設は、<u>法第2条第2項</u>に規定する土地改良施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。以下同じ。）とする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として農村振興局長が別に定めるものは、対象としない。</p> <p>2 本事業の実施要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、次に掲げる<u>すべて</u>の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね20ヘクタール以上のものであること。ただし、<u>中山間地域（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農村振興局長が別に定める地域。）にあつては、おおむね10ヘクタール以上のものであること。</u></p> <p>(2) ・ (3) （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>第6～第9 （略）</p>

改正後	現 行
<p>第10 事業費目の内容</p> <p>事業計画書等に計上する事業費の各費目の内容は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 附帯工事費 <p>本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。</p> 3 (略) 4 用地費及び補修費 (略) 5 (略) <p>第11 (略)</p> <p>第12 書類等の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県知事は、本事業の実施に<u>当たり</u>、次の各号に掲げる書類等を整備しなければならない。ただし、（５）から（９）までの書類については、工事を請負施行する場合であって当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は当該書類等を整備することを要しない。 <p>(1)～(9) (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (略) 	<p>第10 事業費目の内容</p> <p>事業計画書等に計上する事業費の各費目の内容は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 附帯工事費 <p>本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。<u>以下「附帯工事」という。</u>）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。</p> 3 (略) 4 用地費及補修費 (略) 5 (略) <p>第11 (略)</p> <p>第12 書類等の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県知事は、本事業の実施に<u>あたり</u>、次の各号に掲げる書類等を整備しなければならない。ただし、（５）から（９）までの書類については、工事を請負施行する場合であって当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は当該書類等を整備することを要しない。 <p>(1)～(9) (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (略)

改正後	現行
第13・第14 (略)	第13・第14 (略)

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。